

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社シックスクリエイト
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 船曳 武志
- (3) 所在地：岡山県岡山市南区藤田 422 番地 17

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（11 件）

- 平成31年2月15日認定「認1809025478」「認1809025479」
令和元年8月7日認定「認1909006346」「認1909006347」
同年9月2日認定「認1909012301」
令和2年6月30日認定「認2009002115」「認2009002116」
同年8月31日認定「認2009003863」「認2009003864」
同年12月22日認定「認2009015015」
令和3年12月14日認定「認2109008067」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和4年2月18日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第1項第2号（同法第9条第6号）に規定する認定の取消事由に該当するため。